

令和7年度

公有財産公募売却要項（制限付き一般競争入札）

元上太田保育園跡地の売却（建物付）

1 物件の概要・最低売却価格

区分	所在地	物件内容		最低売却価格
土地	上太田町3番2	地目	宅地	4,602万円 〈内訳〉 ・土地 46,020,000円 ・建物 無価値 ※売却に係る契約額は土地代（非課税）にアスベスト調査業務費（課税）を加えた額になります。 [アスベスト調査業務費 税込1,791,900円]
		実測面積	2,778.01㎡	
		用途地域等	①第一種住居地域 ②第一種中高層住居専用地域 ③第二種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%（①②③ともに）	
		容積率	200% （①②③ともに）	
建物	上太田町3番地2	未登記		
		昭和52年新築		
		種類	保育所	
		構造等	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	
		延床面積	635.93㎡	

※この物件は、土地に無価値の建物が定着している建物付売却になります。

※現状有姿での引渡しとなります。申込みにあたっては、必ず物件の下見を行い、現状を確認した上で申し込んでください。

※建物は現在使用していないため、建物内の確認を希望される場合は、財産管理課（22-3234）までお問い合わせください。詳しい内容は、以下「6 現地の確認について」をご覧ください。

※入札書には、アスベスト調査業務費を含まない金額を記入すること。

※物件の詳細は、別紙「物件調書」をご確認ください。

2 契約にあたって付する主な条件

(1) 利用条件等

- ① 当該物件は、「宅地分譲地」として売払うものであり、買受者は、売買物件について引渡しの日から5年以内に工事に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により買受者から書面の提出があり、市の承認を得たときはこの限りではない。
- ② 宅地造成をする場合には、買受者は、自らが事業主として住宅地の開発行為を行い、かつ住宅地の分筆登記及び販売を行わなければならない。
- ③ 既設のゴミステーションを移設する必要がある場合は、買受者の責任において地元町内会との事前協議を行い、地元町内会の了解のもとで売買物件敷地内に継続して使用できるよう買受

者が対応しなければならない。ただし、地元町内会との調整が出来た場合はその限りではない。

(2) 所有権移転の禁止

買受者は、売買物件の引き渡しの日から起算して10年を経過する日までの間は、目的以外に売買物件を第三者に所有権移転をしてはいけない。ただし、やむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りではない。買受者が市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、本要項に定める諸条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(3) 違約金

買受者は、上記の条件に違反した場合は売買代金の100分の30に相当する金額（その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を市に支払わなければならない。

3 受付期間

令和8年2月25日(水)から令和8年3月16日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分から17時まで（郵送の場合は必着）

4 買受申込者の資格

(1) 次のいずれの項目にも該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者。

ウ 福井県又は越前市において指名停止又は指名除外期間中でない者。

エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者でないこと。

また、これらの暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

オ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。

カ 公有財産を購入したときに、これを上記エ又はオに該当する者に、譲渡又は貸与しないこと。

キ 反社会的活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用しようとするものではないこと。

ク 市税並びに国税及び都道府県民税について未納の税額がないこと。

ケ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業施設その他これらに類する施設の用に使用するものではないこと。

(2) 共有の場合

複数の者が共同で購入を希望する場合は、代表者を選任し、代表者はその他の者との調整を行うとともに、市との協議において窓口となり、構成員は連帯して責任を負うこと。

なお、共同で参加の場合には、全員が上記（1）の資格を有することが必要。

5 入札参加申込みについて

(1) 申込窓口 越前市役所 3階 財産管理課

(2) 申込みに必要なもの

① 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）
 - イ 公有地購入申込書
 - ウ 誓約書（複数の者が共同で希望する場合、共同買受人全員分）
 - エ 代表者選任届（複数の者が共同で購入を希望する場合）
 - オ 印鑑証明書（複数の者が共同で購入を希望する場合、共同買受人全員分）
（応募前3か月以内に発行されたもの）
 - カ 市税納付状況調査同意書（越前市内業者の場合、また越前市内在住の場合）
（複数の者が共同で希望する場合、共同買受人全員分）
 - キ 税（①市税並びに②国税及び③都道府県民税）に未納がないことを証する書類（直近1年度分の納税証明書）（応募前3か月以内に発行されたもの）（越前市内業者の場合、また越前市内在住の場合 ②③のみ）（複数の者が共同で購入を希望する場合、共同買受人全員分）
- ② 入札保証金（入札金額の5%以上） 納入期限 3月26日（木）午後5時
越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除します。また、落札者以外が納付した入札保証金の返還は、令和8年4月下旬頃となります。
- (3) その他
- ① 所有権移転登記の際、共有名義にされる場合は、共有全員の連名で応募してください。
 - ② 申請書等は持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合は、受付期間内必着）

6 設計図書等の貸与

入札参加者に対して、建物平面図関係、アスベスト調査、耐震診断報告書（以下「設計図書等」という。）を貸与する。

(1) 貸与期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月27日（金）10時まで

(2) 貸与場所

越前市役所 財産管理課

(3) 設計図書等の提供方法

本件建物の設計図書等の資料が入ったCDを市より貸出する。

7 質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

ファックス及び電子メールによる提出の場合は、提出後に電話にて確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月11日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分から17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付場所

3 (3) イと同じ

(3) 回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月27日（金）10時まで

イ 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

8 現地の確認について

現地の確認を希望する場合は、事前に電話もしくはメールで、財産管理課へ連絡してください。

令和8年3月2日（月）から3月13日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の間で、協議の上日程を調整します。

9 売却方法

一般競争入札を行います。最低売却価格以上で最高価格を入札した方を落札者とします。

10 入札

- (1) 入札日 令和8年3月27日（金）
- (2) 時 間 午前10時
- (3) 会 場 越前市役所 本庁舎4階 会議室4-1

11 契約の締結等

- (1) 期 間 令和8年4月1日（水）～4月9日（木）
- (2) 手付金 契約締結時に契約金額の1割相当額から入札保証金を差し引いた額（所定の納付書にて銀行振込）
- (3) 精算金 契約締結後60日以内に納入（所定の納付書にて銀行振込）
- (4) 登 記 精算金（残金）の納入を確認した後に、市にて所有権の移転登記を行います。
- (5) 買受者が負担するその他費用
 - ・ 売買契約書に貼付する収入印紙（市が保管するもの1部に貼付要）
 - ・ 所有権移転登記に必要な登録免許税
 - ・ 本契約の締結及び履行に必要な一切の費用（契約者の住民票等）

12 日程について

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公告日 | 令和8年2月25日（水） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年3月11日（水） |
| (3) 入札参加申込期限 | 令和8年3月16日（月）17時 |
| (4) 入札参加確認通知書発送日 | 令和8年3月18日（水） |
| (5) 入札日 | 令和8年3月27日（金）10時 |
| (6) 売買契約締結および手付金納付期限 | 令和8年4月1日（水）から令和8年4月9日（木） |
| (7) 売買代金支払期限 | 売買契約締結後60日以内 |

13 留意事項

- (1) 申込者の名義で契約及び所有権移転登記を行いますので、申込書記入の際は、十分に注意してください。

- (2) 共有名義で買受を希望する方は、共有名義人全員の住所氏名を連記し、押印して提出してください。
- (3) 売買代金全額の納入があったときに、物件の所有権は移転し、引渡しがあったものとします。
- (4) 物件の引渡しは、現状有姿となります。
- (5) 工作物を撤去・解体する場合の費用については、買受者の負担となり、市は一切負担しません。
- (6) 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁、井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件の内外を問わず、行いません。
- (7) 隣接地との工作物等の越境関係について、市は解消のための交渉や手続きを行いません。
- (8) 上下水道、電気及び都市ガスなどの引き込みに要する費用は、買受者の負担となります。
- (9) 購入後は、地元町内会や近隣住民との融和に努めていただくようお願いいたします。
- (10) 契約締結後、契約条項に違反した場合又は契約解除の申出があった場合は、契約を解除し、手付金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (11) 精算金(残金)を期日までに納付しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8号第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収します。また、精算金を納入期日より60日経過した後においても納付しないときは契約を解除し、手付金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。

14 担当部署

〒915-8530

越前市府中一丁目13番7号

越前市役所総務部財産管理課 財産管理グループ

TEL 0778-22-3234

FAX 0778-22-3855

メール zaisankanri@city.echizen.lg.jp